

第30回（平成29年2月10日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので会議を始めます。

本日は、阿部委員と嶋田委員が御欠席でございます。

それでは、以後の会議の進行につきましては、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第30回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は6つです。

議題1「厚生労働省公的年金業務等に関する事務全項目評価書の概要説明について」です。

まず、大塚調査官から説明をお願いします。

○大塚調査官 番号法等により厚生労働大臣が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。

厚生労働大臣が実施する公的年金業務等に関する事務につきましては、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第27条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成29年2月6日付厚生労働省発年0206第1号にて、厚生労働大臣から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。

評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、厚生労働省及び日本年金機構の職員に御出席いただき、概要を説明していただきます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの大塚調査官の説明にありましたとおり、厚生労働省及び日本年金機構の職員に会議に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要につきまして、厚生労働省から説明をお願いします。

○厚生労働省 よろしく申し上げます。

個人情報保護委員会の委員の先生方、また、事務局の皆様には、日頃より年金業務、事業業務について、御指導・御支援いただき、誠にありがとうございます。

番号制度については、年金業務においても被保険者等の利便性の向上と業務の効率化を図るものでして、我々も準備を進めてまいりました。

残念ながら、平成27年5月に発生した「不正アクセスによる情報流出事案」を受け、番号利用法が改正され、日本年金機構の個人番号の利用及び個人番号による情報連携が延期となりました。

事案発生以後、日本年金機構においては、「業務改善計画」を策定し、抜本的な組織改革に取り組んでおります。厚生労働省と日本年金機構が一体となって、情報セキュリティ対策を強化してまいりました。

その状況については、昨年、個人情報保護委員会の皆様にも実地調査で御確認いただい

たところでは。

こうした経緯を受け、昨年11月に個人番号の利用政令が施行されております。

日本年金機構における個人番号利用のスケジュールについては、平成28年11月から住民票コードをもとにした個人番号の収録を始めております。その後、第1段階目として、今年1月に「個人番号管理サブシステム」を稼働し、個人番号による相談・照会業務を開始しております。

また、第2段階目として、今月下旬以降に協会けんぽに対する個人番号と基礎年金番号の紐付情報の提供、4月以降に税関係業務や被用者年金一元化に伴うワンストップサービスにおける個人番号の利用を行うこととしております。

さらに3段階目として、個人番号による情報連携を行うこととしております。なお、この個人番号による情報連携については、現在の番号利用法上延期とされており、その実施時期は未定となっております。

今回評価いただくのは、第2段階目の内容についてです。詳しい内容はこの後、実務の中核を担っております日本年金機構から説明いたします。我々としては、番号制度の円滑な実施や適切なリスク対策が重要だと考えております。引き続き御指導・御支援を頂きますようお願い申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

○日本年金機構 よろしくお願ひいたします。委員長、委員の皆様また委員会事務局の皆様には、日ごろから当機構の事業運営につきまして、御指導・御支援を頂き、誠にありがとうございます。

当機構においては、先ほど厚生労働省からの説明にもありましたように、平成27年5月の不正アクセスによる情報流出を受け、同年9月に「業務改善計画」を策定いたしました。これにより、情報セキュリティに係る組織面、技術面、業務運営面の対応について全般的な見直しを行い、情報セキュリティ上の脅威に対して強固な情報システムを構築するとともに、実行性のある対応体制の確立に向けて取り組んでいるところです。

本評価書においては、特に特定個人情報の漏えい等の発生リスクを軽減することを重要な課題と捉えて評価を実施しております。また、評価書に記載してある対策の確実な実施はもとより、今後も厚生労働省と連携を密にし、委員会の皆様の御指導を頂きながら必要な体制を強化していく所存ですので、よろしくお願ひいたします。

具体的な詳細については、担当から説明いたします。

○日本年金機構 よろしくお願ひいたします。

私からは、先ほど厚生労働省から説明のありました3段階評価のうちの今回御審議いただく2段階目、協会けんぽへの個人番号と基礎年金番号の紐付情報の提供、税関係業務、被用者年金一元化への個人番号対応について内容を説明いたします。

まず、お手元の資料1「公的年金業務等に関する事務 全項目評価書」の5ページの「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」をご覧ください。

今回の評価では、既に評価を実施済みである上段の「システム1 個人番号管理サブシステム」の中の「②システムの機能」に「(4) 他システム連携機能」として、協会けんぽ、社会保険オンラインシステムの一部である年金給付システムに個人番号と基礎年金番号の紐付情報を提供する機能を追加しています。

また、下段の「システム2 社会保険オンラインシステム(年金給付システム)」を追加し、「公的年金等の源泉徴収票」への個人番号記載や公的年金から住民税の特別徴収を行うために開発した「1. 源泉徴収サブシステム」及び被用者年金一元化に関して、機構から各共済組合等に届け書画像ファイルを電子回付するために使用する「2. 公的年金給付総合情報連携システム」の機能を追加しております。

特定個人情報ファイルとしては、これらの新しいシステム等で使用する「個人番号管理ファイル」、「源泉徴収情報ファイル」、「届け書画像ファイル」の3つのファイルの評価対象としております。

続いて、今回の評価で追加した特定個人情報ファイルを扱う3つの事務の概要について説明します。

1つ目の事務は、評価書の11ページ「(別添1) 事務の内容」の「3. 協会けんぽへの紐付情報の提供」をご覧ください。

機構は、協会けんぽが行う健康保険・船員保険の事務のうち、被保険者の適用や保険料徴収等の事務、協会けんぽが行う健康保険の給付に必要な情報の提供を、健康保険法等の法令に基づき行っております。

協会けんぽにおいては、今後、医療保険の給付情報等の情報連携を行う予定ですが、その際に必要となる被保険者の個人番号を機構から協会けんぽに提供いたします。

具体的な提供方法としては、図の「1-②」の黄色の矢印により、健康保険・船員保険の被保険者の個人番号、基礎年金番号等を、個人番号管理サブシステムで保有する「個人番号管理ファイル」から抽出して、その情報を電子媒体に収録して、今月末以降に協会けんぽに提供することとしております。

対象者の範囲は、平成29年2月現在の被保険者になります。

それ以降新たに被保険者等になった者については、同様に「1-③」の黄色の矢印により、平成29年6月以降、週次で情報を抽出し、その情報を電子媒体で提供することを予定しております。

続いて2つ目の事務は、12ページの「4. 税関係業務」をご覧ください。

機構は、公的年金の支払事務を行うに当たり、所得税法や地方税法に基づき、所得税の源泉徴収事務や住民税の特別徴収事務を行っており、これらの事務では税関係の法令に基づき、個人番号を使用することになります。

具体的には、図の中ほどの左側、「1-②」、その右の「1-③」の黄色の矢印により、年金請求者等から機構に提出される「公的年金等扶養親族等申告書」に記載された個人番号等を、源泉徴収サブシステム内の「源泉徴収情報ファイル」に収録します。この「源泉

徴収情報ファイル」の情報を利用して、所得税の源泉徴収事務を行い、「2-①」の白の矢印により、「公的年金等の源泉徴収票」を作成して、年金請求者等へ送付し、併せて「2-②」の黄色の矢印により国税庁へ提出いたします。なお、国税庁提出分の「公的年金等の源泉徴収票」にのみ、個人番号を記載します。

これまでが所得税に関する事務となります。

次に、住民税の特別徴収に関しては、図の下段の「3-①、3-②」の黄色の矢印により、地方税電子化協議会を介して、市区町村に、個人番号を収録した「公的年金等支払報告書」及び「住民税の特別徴収対象者の情報」を電子媒体で報告しています。

なお、一番下の吹き出しの「4-③、4-④」の黄色の矢印により、市区町村から地方税電子化協議会を介して電子媒体で提供される「住民税の特別徴収額情報」にも個人番号が情報として追加され、この情報に基づき、機構において住民税の特別徴収を行います。

また、住民税の特別徴収事務に関しては、機構が、国家公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団の2つの共済の年金受給者の分についても、取りまとめの事務を行っており、図の右下の「5-①」の黄色の矢印により、被用者年金一元化のために導入された「公的年金給付総合情報連携システム」を介して、2共済から特別徴収対象者情報の提供を受け、機構において特別徴収の対象判定を行い、その判定結果を「5-④、5-⑤」の黄色の矢印により、地方税電子化協議会を介して市区町村に電子媒体で提供することになっております。

市区町村からは、「5-⑥、5-⑦」の黄色の矢印により、地方税電子化協議会を介して住民税の特別徴収情報の提供を受け、その情報を「5-⑧」の黄色の矢印により、「公的年金給付総合情報連携システム」を使用して2共済へ提供します。この2共済間でやり取りをする情報の中に個人番号が含まれることとなります。

最後に3つ目の事務は、15ページをご覧ください。「5. 被用者年金の一元化に伴う届け書の受付、回付業務」になります。

被用者年金の一元化に伴い、年金受給に関する届け書は、機構、共済組合等においてワンストップサービスを行うことになり、他の機関で処理が必要となる届け書を受付した場合は、図の右側の「1-③」の黄色の矢印により、届け書をスキャナで画像化して「届け書画像ファイル」を作成し、「公的年金給付総合情報連携システム」を利用して他の機関に電子回付します。

平成29年4月以降、年金の請求書等に個人番号を記載させる予定としており、共済組合等に電子回付する「届け書画像ファイル」の中に個人番号が含まれることとなります。

以上が今回の評価で追加した事務の内容となります。

次に、リスク対策についてポイントを説明いたします。具体的には、46、47ページに記載しておりますが、後ほどご覧いただければと思います。

外部への情報流出対策としては、各システムや職員が操作する業務用の端末については、インターネット環境から分離しております。

また、職員による業務目的外の特定個人情報の持ち出し等を防止するために、職員が特定個人情報を取り扱うに当たっては、事前に各拠点の管理者が職員の職責に応じてアクセス制限を付与しており、業務に不必要な処理を行えないようにしております。

さらに、職員が使用する業務用端末からは、特定個人情報を電子媒体に書き出しできないようにシステムの制御を行っております。

簡単ですが、以上が今回の特定個人情報保護評価についての主な内容の説明となります。よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 御説明ありがとうございます。

特定個人情報の電子媒体の提供におけるリスク対策についてお聞きします。

被保険者の個人番号を協会けんぽへ電子媒体にて提供するという、税関係業務においても市区町村や国税庁へ電子媒体にて特定個人情報を提供する場面がありますが、この電子媒体の取扱いに関してのリスク対策について、より具体的に御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○堀部委員長 お願いします。

○日本年金機構 説明いたします。

協会けんぽ、市区町村、国税庁に提供する電子媒体に係る対策は、原則として同一の対策を講じています。

不正な提供を防止するための対策として、協会けんぽ、市区町村、国税庁に提供する情報の電子媒体の書き込みができる端末を限定しています。また、当該端末を使用できる操作者も権限を与えられた者に限定しており、特定の者以外の者が不正に書き込みを行えないようにしております。

情報漏えい対策としましては、電子媒体に情報を書き込む際は、書き込む情報を暗号化するとともに、書き込み処理のログを記録しまして検証を行うようにしております。

さらに実際の電子媒体の提供に当たっては、事前に電子媒体による提供を行うことについて、情報セキュリティ責任者の承認を得た上で機構職員が直接提供先の職員に手渡すこと、複数名の職員で移送を行うこと、電子媒体を鍵付きの鞆等に収納した上で移送することにより、情報漏えいを防止することとしています。

○熊澤委員 ありがとうございます。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 御説明ありがとうございます。

被用者年金の一元化に伴う届け書の回付についてお伺いします。

御説明いただきましたように、今回、被用者年金の一元化に伴う3つの共済との間の届け書の回付と、税の特別徴収に関わる2つの共済との情報授受は、回線で行うということ

ですが、情報漏えいが発生しないように講じているリスク対策について、御説明いただきたいと思います。

○日本年金機構 お答えします。

被用者年金の一元化に伴う届け書画像ファイルの回付については、この事務で使用する社会保険オンラインシステム及び年金業務システム自体をインターネットと接続させないことに加え、機構の職員が通常業務を行う端末もインターネットには接続させておりません。これにより、インターネットを介した情報漏えいや不正アクセスの発生を防止しております。

各共済組合等との情報のやり取りについては、「公的年金給付総合情報連携システム」から専用線を通じて情報の授受を行っておりますが、この専用線及び専用線でつながった機構のシステムについても外部から情報にアクセスできないようにしております。

なお、情報提供を行った記録については、社会保険オンラインシステム内に記録され、情報提供が行われた記録を確認できる仕組みとなっています。

また、各共済組合等についても、「被用者年金一元化における実施機関の情報連携に係るセキュリティポリシー指針」に基づき、共済組合等で使用するシステムについて、インターネットと接続しないこと、業務以外の目的で利用しないこと、情報系ネットワークから遮断された環境で使用することをルール化して、遵守するようにしています。

○宮井委員 情報漏えいリスクへの対応が最も重要な論点になってくるとお思いますので、今お話しいただいた内容を確実に実行することをお願いします。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

他にありませんので、私からは質問というよりは要望を申し述べたいと思います。

特に日本年金機構に対する国民の関心は高いと思われます。厚生労働省、日本年金機構におかれましては、今回の2次評価におきまして、被保険者等の特定個人情報を新たな事務で取り扱うこととなります。御説明いただいたリスク対策、42ページ以下、特に46、47ページについて御説明いただきましたが、これらについて確実に実行していただくようお願いいたします。

実際に評価書に記載されているリスク対策を確実に行うためには、各業務に従事する担当者がそのリスク対策について十分理解する必要がありますので、実務に即した教育研修を実施していただきますようお願いいたします。

私からは以上です。

どうぞ。

○日本年金機構 今、委員長から非常に貴重な御要望を頂きました。私どもが現在行っております業務改善計画においては、先ほど申したように、組織面、技術面、業務運営面、3つの面において、まさに委員長御指摘の点について対応を行い、十分国民の皆様の御期待にお応えできるように、理事長以下職員全体が意識を高めながら対応を進めたいと思っております。また、私ども経営サイドにおいて、全国で312の年金事務所がありますが、そ

ここに従事する約2万人の職員に対してきちんとした教育も含めて徹底してまいりますので、引き続き御指導をよろしくお願いいたします。

○堀部委員長 そのようによろしくお願いいたします。

先ほどの説明内容、質疑応答を踏まえまして、本評価書につきましては、審査を進めていくことにしたいと思います。

本日は御説明に来ていただきまして、ありがとうございました。

(厚生労働省及び日本年金機構職員退室)

○堀部委員長 次に移らせていただきます。

議題2「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2-1をご覧ください。「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年の12月8日から今年の1月6日までパブリックコメントを実施いたしました結果、33の団体・事業者又は個人から延べ117件の御意見が寄せられました。

2ページ以降で、寄せられました御意見の概要について御紹介をさせていただきます。

まず1番目の御意見、項目としましては全般に関わるものですが、本告示につき中小規模事業者への配慮はないのかとの御意見でございます。

こちらの御意見に対する考え方といたしましては、本告示においては中小規模事業者を含む全ての個人情報取扱事業者を対象として、番号法告示における要件よりも広い概念で個人情報保護委員会等への報告を要しない場合の要件として規定している旨を回答といたしたく存じます。

この回答につきまして、番号法告示における「軽微」の範囲と、今回の個人情報保護法告示における「軽微」の範囲の比較対照により説明申し上げますと、番号法告示における「軽微」の範囲のほうが、中小規模事業者のみを対象として「軽微」の範囲が画定されているため、今回の個人情報保護法告示における「軽微」の範囲よりも大分狭くなっているものでございます。

今回の個人情報保護法告示における「軽微」の範囲というものは、中小規模事業者を含め、番号法告示における「軽微」の範囲よりも大分広い概念として定めてございますので、特別にさらに中小規模事業者に対する「軽微」の範囲を定める必要はないという考えのもと、このような考え方といたしたく存じます。

資料2-1にお戻りください。2番目の御意見であります。こちらは、対象とする事案の2項目目、匿名加工情報に関する加工方法等情報の漏えいを規定したものでございますが、文意がつかみ難いという御意見を頂きました。この御意見を踏まえまして、パブリックコメントに付しました案から一部修正をいたしたく存じます。

「個人情報取扱事業者が保有する加工方法等情報(個人情報の保護に関する法律施行規

則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号）第20条第1号に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい」と修正をいたしまして、分かりやすさに資することといたしたく存じます。

3番目の御意見でございます。こちらは、二次被害の防止、類似事案の発生防止等が必要という観点から、対象とする事案に目的外利用等を含む法違反も含めるべきではないのかという御意見です。

この御意見に対しましては、改正後の法第20条及び第36条第2項に関連して事業者が講ずることが望ましいと考えられる措置（対応）について規定しているものとする考え方をいたしたく存じます。

4番目の御意見でございます。こちらは影響を受ける可能性のある本人への連絡等並びに事実関係及び再発防止策等の公表につき、事業者がそれぞれの措置を講ずるか否かを検討する際に、判断材料となるような具体例をQ&Aのような形で公表する予定はあるかとの御意見です。

こちらにつきましては、その予定がございますので、その旨を回答いたしたく存じます。

5番目の御意見です。漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置につきましては「講ずることが望ましい」という規定ぶりとしてございますけれども、「望ましい」ではなく「必要な措置を原則として行う」などの強い表現とすべきではないかとの御意見をいただきました。同様の御意見は、既に告示してございます番号法告示においても寄せられたところとございまして、その際の回答と同様に、漏えい等事案に必要な措置を求める規定がないことから、法以上の対応を求めることは困難であり「講ずることが望ましい」としてあるとの考え方といたしたく存じます。

6番目の御意見は、個人情報保護委員会等への報告について、書面なのか、メールなのか、また、どのような書式でどのように報告をするべきかというものです。

こちらにつきましては、参考となる報告書の様式を個人情報保護委員会のホームページに掲載する予定でございますので、その旨を回答いたしたく存じます。

7番目の御意見でございます。こちらは漏えい等事案が発生した場合におきましても、一定の場合に個人情報保護委員会等への報告を要しないとしている類型がございますが、そのうちの一つ「高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」のうち何が「高度」な暗号化に該当するのかという御意見でございます。

この御意見に対しましては、漏えい等事案が生じた時点の技術水準に照らして、漏えい等事案に係る情報について、これを第三者が見読可能な状態にすることが困難となるような暗号化等の技術的措置が講じられるとともに、そのような暗号化等の技術的措置が講じられた情報を見読可能な状態にするための手段が適切に管理されていることが必要ということとを規範といたしまして、まずは第三者が見読可能な状態にすることが困難となるような暗号化等の技術的措置に関しましては、適切な評価機関等により安全性が確認されている電子政府推奨暗号リストや、ISO/IEC18033等に掲載されている暗号技術が用いられ、そ



れが適切に実装されていることが考えられる旨、それから、暗号化等の技術的措置が講じられた情報を見読可能な状態にするための手段が適切に管理されているということに関しましては、暗号化した情報と復号鍵を分離するとともに復号鍵自体の漏えいを防止する適切な措置を講じていること、遠隔操作により暗号化された情報若しくは復号鍵を削除する機能を備えていること、又は第三者が復号鍵を行使できないように設計されていることのいずれかの要件を満たすことが必要と解される旨を御意見に対する考え方といたしたいと思えます。

8番目の御意見でございます。こちらは生体認証に関する御意見でございますが、どのような生体認証保護技術が適用されていれば、「高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」に該当するかとの御意見でございます。

この御意見に関しましては、生体認証保護技術であるテンプレート保護技術に関する考え方をお示しいたしたく存じます。

テンプレート保護技術を施した個人識別符号について、高度な暗号化等の秘匿化がされており、かつ、当該個人識別符号が漏えいした場合に漏えいの事実を直ちに認識し、テンプレート保護技術に用いる秘匿化のためのパラメーターを直ちに変更するなど、漏えいした個人識別符号を認証に用いることができないようにしている場合には、「実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合」に該当し、個人情報保護委員会等への報告は不要と考えられる旨、回答いたしたく存じます。

9番目の御意見でございます。こちらは「漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を第三者に閲覧されないうちに全て回収した場合」でも、漏えいしたこと自体が管理状況の悪さを示す重要な事柄なので、報告を要しない場合とすべきでないとの御意見でございます。

これに対しましては、第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合、実質的な被害がなく、その意味で漏えい等事案に係る影響度合いが限定的であると考えられることから、個人情報保護委員会等への報告を要しないものとしているとの考え方をお示しいたしたく存じます。

10番目の御意見です。漏えい等をしたものによっては特定の個人を識別することができない場合というものを個人情報保護委員会等への報告を要しない場合として今回の告示案では規定してございますが、このうち、それだけで本人に被害が生じるおそれのある情報は除くこととしております。その除かれます「漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報のみで、本人に被害が生じるおそれのある情報」の具体例を示していただきたいとの御意見が寄せられてございます。

これに対しましては、個別の事案ごとに判断することとなりますが、例えば携帯電話番号のように、それが利用された場合に本人が見ず知らずの者から不測の接触を受けるなど、その情報のみで本人に被害が生じるおそれのある情報が該当すると考えている旨、回答いたしたく存じます。

最後の11番目の御意見でございます。こちらは「個人データ又は加工方法等情報の滅失又は毀損にとどまり、第三者が漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を閲覧することが合理的に予測できない場合」とは、例えば個人データを社内で誤ってシュレッダー廃棄した場合を指すと考えてよいかとの御意見でございます。

これに対しましては、社内で誤って廃棄又は削除した場合には、それに該当するものと考えられる旨の回答をいたしたく存じます。

ただいま御紹介いたしました主な意見を含む寄せられた御意見とそれに対する考え方の全体につきましては、資料2-2でお示しをしております。

以上、御説明を申し上げましたとおり、当初、パブリックコメントに付した案から一部修正をいたしまして、今回の告示を確定させていただきたく存じます。御承認をいただきましたら、2月16日を予定といたしまして、官報掲載等の手続を進めてまいりたく存じます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの質問につきまして、御質問、御意見をお願いします。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 2つ申し上げたいと思うのですが、1つはパブリックコメントに対する御意見への対応という点については、私は全く異論ありませんけれども、例えばここに出てきている加工方法等情報とか、高度な暗号化というところは、普通の人々がどのように判断したらいいかというのは、とても難しいものではないかと思えます。

恐らく、この後もこういう情報の漏えいについて、様々な問合せとか判断に迷うことは多く出てくるのが予想できますので、そういう点も踏まえて丁寧な対応をしていただきたいということと、これはよほどの専門家であれば理解できると思えますけれども、相当かみ砕いた説明をきちんとしていただくことも大切かと思えますので、是非そういう配慮をこの後、引き続いてしていただきたいということが第1点です。

第2点は、前からお話がある件ですけれども、個々の個人データの漏えいに対する団体とか事業者の対応ということももちろん重要だと思えますけれども、認定個人情報保護団体というのが、既にこの中で非常に重要な役割を果たすということが考えられますので、特に必要な助言とか、指導とか勧告ということをやって、認定個人情報保護団体の機能を強化していくということが大変大事だと思えますので、委員会としても、そうした団体に対する様々な支援をきちんとしていくということを並行して進めていっていただければと思います。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

確かに、言われるように、まだ理解が難しいところもありますので、十分に周知徹底を図っていくようにしたいと思います。

これまでの主務大臣制の下で行われてきた、認定個人情報団体を經由して報告を受けるといった工夫や、主務大臣制における運用を通じて蓄積された経験・知見も踏まえまして、今回、こういう形で個人データの漏えい等への事案対応につきまして、パブリックコメントで寄せられた意見も踏まえて修正した箇所もあります。全事業分野に共通するバランスのとれた施策としての告示案を策定することができました。

特に他に御意見がないようですので、原案のとおり決定し、官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございます。

次に移らせていただきまして、議題3「個人情報保護法ガイドライン等に関するQ&Aについて」事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしくお願いたします。

私からは議題3「個人情報保護法ガイドライン等に関するQ&Aについて」ということで、今般、ようやくQ&Aを取りまとめることができましたので、その概要ということで説明させていただきたいと思います。

資料は2種類お配りしてございまして、議題3関係ということで、資料3-1というのがQ&Aの概要ですとか位置付けについて簡単に説明したもの、資料3-2というのが、大部になってございますけれども、Q&Aの本体ということでございます。説明は資料3-1に沿ってさせていただければと考えております。

資料3-1のタイトルにもございますけれども、こちらのQ&Aは「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」それから、先ほど説明のありました「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」という告示、ガイドラインと告示両方についてのQ&Aを一体的に取りまとめたものでございます。

御案内のように、昨年11月30日に、こちらの委員会として「個人情報保護法についてのガイドライン」ということで「通則編」「外国にある第三者への提供編」「第三者提供時の確認・記録義務編」「匿名加工情報編」ということで、4つのガイドラインを公表させていただきました。こちらのガイドライン、先ほど説明のあった漏えい対応の告示について実施したパブリックコメントの中では、非常に多くの御質問・御意見を頂いたところでございます。そういった御質問・御意見も踏まえて、今回Q&Aを取りまとめたところでございます。

Q&A本体は資料3-2ということで、大部になりますので内容の御紹介は省略させていただきますけれども、全体で255問ということで、パブリックコメントに寄せられた質問のうち、特に多く寄せられたもの、例えば「利用目的の変更が認められる範囲といったものはどういう事例ですか」でありますとか、「クラウドについては個人情報保護法における第三者提供ないしは委託に当たるのでしょうか」、ないしは「安全管理措置の手法例と

してもう少し詳しい事例を教えてください」等々の御意見にも対応した内容となっております。

Q&Aにつきましては、準備が整い次第、個人情報保護委員会のホームページにおいて公表させていただければと考えてございます。

Q&Aは、一旦このような形で取りまとめたいと考えてございますけれども、今後も事業者の皆様から寄せられる御質問ですとか技術環境等々の変化も踏まえまして、必要に応じて随時見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

なお、資料3-1の一番下の○に書いてございますけれども、現在、委員会のホームページの中で、個人情報保護法質問ダイヤルによく寄せられる質問と回答ということで、事業者向け、個人向けということで、大きく分けてQ&Aのようなものを公表してございますけれども、このうち事業者向けのものにつきましては、今回取りまとめたQ&Aに統合させていただければと考えてございます。

一方で、個人向けの内容につきましては引き続きホームページで掲載させていただいて、こちらについても必要に応じて随時見直しを図ってまいりたいと考えてございます。

簡単ではございますけれども、私からの御説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの質問につきまして、御質問、御意見はいかがでしょうか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 膨大なQ&Aをおまとめになられまして、どうもお疲れ様でした。

今回のQ&Aでは、一般的な事業者にとって必要な内容は、おおむね整理できているのではないだろうかと考えております。

一方で、中小企業やさらに小さな零細企業におきましては、全面施行に向けて更にきめ細かく、分かりやすく情報発信をしていくことが大事ではないかと思えます。せっかくここまでまとめられたQ&Aですので、分かりやすいような形で更にいいものにしていただければと思っております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

改正前の個人情報取扱事業者の場合には、それぞれの事業者のところで、内容についてはかなり理解してきまして、平成17年4月1日からですからもう12年ぐらいの経験があります。そういうところは個人情報保護法についていろいろ理解していると思えますけれども、今度は5,000人という枠がはずれまして、中小規模の事業者も全部個人情報取扱事業者としてこの法律の適用を受けることとなりますので、特に中小規模事業者に対しましては、きめ細かな情報提供も必要になってきます。

他にいかがでしょうか。丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 今、個人情報保護法質問ダイヤルを時々拝見させていただいているのですが、素朴なものからいわばマニアックなものまで非常に多岐にわたった御質問が寄せ

られている現状があります。今回の案は質問の数がすごく多いのですけれども、現実に寄せられる質問を精査するとうならざるを得ないというレベルで、よくできていると思うのです。

現実に今、質問ダイヤルに相談している方たちに相談員の方がお答えしているときに、ちょうどこれが物差しになってお答えの基準になるという意味で、非常にいいことだと思います。これで事業者向け、消費者向けと2本立つこととなりますので、今後、消費者向けのブラッシュアップも、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

各地の消費者相談の窓口でも、これを基に対応をしていただくとよろしいかと思ひますし、前の平成15年の法律のときにも、各消費者センター向けの説明書をつくったことがありますけれども、そういうことで国民生活センターの御協力も得なければなりません。

○丹野委員 国民生活センターには、各地の消費者センター向けのマニュアルを作成するのですが、それについては当委員会でも御協力をというお話がありまして、協力しているはずと理解をしております。

○堀部委員長 個人情報保護法の質問ダイヤルもありますので、こちらに回していただくというのも一つの方法かと思ひます。もちろんそれぞれの担当者が十分理解して対応していただくことも重要です。

○丹野委員 もっと砕けたことを申し上げれば、私にいろいろ聞かれる人がいるのですが、是非こちらへ行ってくださいとお願いをして、質問ダイヤルを御案内しております。

○其田事務局長 今、全国の消費者センターで、このことに相当程度答えていただいていますので、そちらは個人情報保護委員会の相談窓口にどうぞと言ってしまうと、多分ここはパンクします。何千カ所でやっていただいていますので、今後、全国のセンターの相談員さんに対する啓発活動とかということにも力を入れて、まず、こういうものを流して、相談員さん向けの説明会とか研修とか、そういう裾野を広げる活動もしていきたいと思ひます。

○堀部委員長 其田事務局長が言われるようなことで、是非進めていただきたいと思ひます。

他にいかがでしょうか。

このQ&Aは事務局において取りまとめていただきましたが、施行令とか施行規則、ガイドライン、これまでのQ&Aなどを基に整理できたと思ひます。5月30日、改正個人情報保護法の全面施行ということになりますので、それに向けて引き続き周知活動、PRに努めていきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

次に、議題4「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）について」であります。事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料4-1に基づきまして説明させていただきます。

「1. 実施期間」についてですが、金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）については、昨年12月13日に開催されました第27回委員会において、パブリックコメントに付す案文についてご決定いただき、平成28年12月15日から平成29年1月13日までパブリックコメントを実施しました。

「2. 意見提出者数及び提出意見数」についてですが、ガイドライン（案）ごとの意見提出者数及び提出意見数は次のとおりとなります。

「（1）金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」については、意見提出者は24者、提出意見数は134件、うち機微（センシティブ）情報に関するものが59件となっております。

2ページをご覧ください。

「（2）金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」については、意見提出者は3者、提出意見数は16件となっております。

「（3）信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」については、意見提出者は3者、提出意見数は3件となっております。

「（4）債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」については、意見提出者は1者、提出意見数は2件となっております。

3ページをご覧ください。

「3. 寄せられた主な御意見の概要及びそれに対する考え方」です。

「（1）金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」についてです。

1番のご意見についてですが、「金融分野ガイドライン（案）第5条における機微（センシティブ）情報については、要配慮個人情報に該当しない「労働組合への加盟、門地、本籍地」及び「性生活」情報が含まれるところ、要配慮個人情報にこれらの情報が加えられなかった趣旨に鑑み、これらの情報を機微（センシティブ）情報から排除するべきではないか。」というものです。

これに対する考え方についてですが「金融分野ガイドライン（案）第5条第1項において定義している機微（センシティブ）情報の内容は、現行の金融分野ガイドラインにおいて規定され、これまで金融分野における個人情報取扱事業者において特に慎重な取扱いがなされてきた従来の機微（センシティブ）情報を前提に、今般の個人情報保護法の改正によって新設された要配慮個人情報を含める形で整理統合し、金融分野ガイドライン（案）上の定義としているものです。」としております。

2番のご意見についてですが、「金融分野ガイドライン（案）第5条第1項では、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供しないこととされており、その例外として第1号から第8号が定められている。このうち、第1号から第4号の事例について、「通則ガイドライン3-1-5利用目的による制限の例外を参照のこと。」を追記していただきたい。金融機関は、不正送金等の金融犯罪被害事実に関する情報を、関連する被害

防止のために、他の事業者に提供するため等の目的で、機微情報を取得、利用又は第三者提供することが必要な場合がある。通則ガイドライン3-1-5では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の例として、「不正送金等の金融犯罪被害事実に関する情報を、関連する被害防止のために、他の事業者に提供するため」が記載されており、取得、利用又は第三者提供できることが明確化されている。」というものです。

これに対する考え方についてですが、「金融分野ガイドライン（案）は、通則ガイドラインを基礎とした上で、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者に特に厳格な措置が求められる事項等を規定しています。したがって、御意見の「不正送金等の金融犯罪被害事実に関する情報を、関連する被害防止のために、他の事業者の提供する」場合において、当該情報が機微（センシティブ）情報に該当するときは、当該場合は金融分野ガイドライン（案）第5条第1項第2号にも該当すると解されますので、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。」としております。

3番のご意見についてですが、「金融分野ガイドライン（案）第5条に関し、従来の「公知の情報については、機微（センシティブ）情報に当たらない」との考え方は未だに維持されているか。金融分野ガイドライン（案）第5条第1項柱書の括弧書が、個人情報保護法第17条第2項第5号を受けて、「本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者」により「公開されているもの」として、公開主体を限定して公知情報を機微（センシティブ）情報から除いていることを踏まえて確認したい。」というものです。

これに対する考え方ですが、「現行の金融分野ガイドラインにおける機微（センシティブ）情報については、金融分野における個人情報取扱事業者における実務等を勘案し、いわゆる公知なものや外形から明らかなものは該当しないと解されているところ、金融分野ガイドライン（案）における新たな機微（センシティブ）情報については、個人情報保護法第17条第2項の規定を参考に、これを明確化したものです。」としております。

4ページをご覧ください。

4番のご意見についてですが、「個人情報保護委員会が12月18日に意見募集を開始した「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）」において明記されている「3.（2）報告を要しない場合」については、金融分野ガイドライン（案）には特に定められていない。金融分野ガイドライン（案）第1条において、「本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、通則ガイドライン・・・が適用される」との記述があるため、「3.（2）報告を要しない場合」については、金融分野における個人情報取扱事業者にも適用されるとの理解でよいか。」というものです。

これに対する考え方についてですが、「金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応

について（案）」ではなく、金融分野ガイドライン（案）及び実務指針（案）の規定に従うこととなります。なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。」としております。

5番のご意見についてですが、「金融分野ガイドライン（案）第1条第1項において個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）を基礎として定めていることを明記しているところ、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）を基礎としている訳ではなく、これらのガイドラインの特則は定めないということか確認したい。」というものです。

これに対する考え方についてですが、「金融分野ガイドライン（案）は、通則ガイドラインを基礎とした上で、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者に特に厳格な措置が求められる事項等を規定しています。他方で、第三者提供時の確認・記録義務等関連の対応については、特則を設ける必要はないと考えられることから、これらについては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）等に基づき、適切に対応する必要があります。」としております。

6番のご意見についてですが、「「安全管理措置」、「従業者の監督」、「委託先の監督」について定める金融分野ガイドライン（案）第8条～第10条等には、「以下の事項の他は通則ガイドラインの例による」との文言が置かれていないことから、金融分野における個人情報取扱事業者は、金融分野ガイドライン（案）に沿って対応すればよいとの理解でよいか。」というものです。

これに対する考え方についてですが、「御理解のとおりです。」としております。

7番のご意見についてですが、「個人情報取扱事業者がクラウド上に個人データをアップロードするものの、クラウド業者は当該個人データにアクセスするためのIDやパスワードを知らず、個人情報取扱事業者のみがそのようなIDやパスワードを知っているという場合には、金融分野ガイドライン（案）第10条第2項の「他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせる」すなわち委託に該当するの否かを確認したい。」というものです。

これに対する考え方についてですが、「クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、クラウドサービスの利用に際しての個人データの取扱いについて、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ&Aにおいて考え方を示しております。」としております。

5ページをご覧ください。

「（2）金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」についてです。

8番のご意見についてですが、「実務指針（案）においては、漏えい事案等に対応する



体制の整備に関する規定（２－６、２－６－１）があるところ、漏えい事案等への対応については、個人情報保護委員会告示として「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」が策定される予定である。そこで、実務指針（案）における漏えい事案等に関する規定と、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」との関係について確認したい。」というものです。

これに対する考え方についてですが、「金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）」ではなく、金融分野ガイドライン（案）及び実務指針（案）の規定に従うこととなります。なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。」としております。

続きまして「（３）信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」についてです。

９番のご意見についてですが、「信用分野ガイドライン（案）Ⅱ．２．（２）の１）における各号に、「信用分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合」を追記すべき。」というものです。

これに対する考え方についてですが、「御意見を踏まえ次のとおり修正します。」としております。

修正前は規定がなかったところですが、修正前の第７号を第８号とした上で、新たな第７号として御意見の規定を追記しております。

６ページをご覧ください。

「（４）債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」についてです。

１０番のご意見についてですが、「インターネット検索により個人情報を取得する場合において、当該個人情報が適法に取得されたことが個別に確認できない場合であっても、およそ適法にネット上に掲載されることが想定されない特段の場合を除いて、一般的には不正の手段により個人情報を取得している事例には該当しないとの理解でよいでしょうか。」というものです。

これに対する考え方についてですが、「個別事案によりますが、一般的には御理解のとおりです。」としております。

事務局からの説明は以上でございます。資料４－５から４－８までの金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）について、決定してよろしいかどうか、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問等をよろしく願います。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 この分野は国民の財産に直接関係する公益性の高い分野なので、現行のガイドラインによって個人情報の厳格な取扱いが既に行われていて、その高いレベルを改正後のガイドラインでいかに維持するかが課題だと理解しております。

本案は、法改正に伴う所要の改正を踏まえて、現行ガイドラインの規制水準を原則として維持しておりますので、変わらず国民の安心と信頼を担保でき、事業者にとっても消費者にとっても適切なものになっていると考えます。

ただ、ご意見が多かったのは機微（センシティブ）情報ですけれども、要配慮個人情報との関係が簡単ではないので、資料4-1の参考資料として比較図が付いていますけれども、こういう資料を活用して事業者の方のご理解を得るなど、丁寧な対応が必要になると思います。

その並びで申し上げれば、金融関連分野のガイドラインについては金融機関の法務部の方は熟読されて、その事業者内部向けのマニュアルを作成して現場で使用されているものと理解しているのですが、実際に顧客に対応される現場の方にも、個人情報保護法の基本的な事柄をご理解いただいて、顧客の質問に対応をするだけの知識を持っていただきたいと願っています。

もちろんそれは、当委員会としても広報等周知活動はするのですけれども、事業者等関係者の方々にもご尽力をお願いしたいと思っております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

金融関連分野のガイドラインにつきましては、先般策定されました個人情報保護法に関するガイドラインの通則編を踏まえて、各分野固有の格別の措置に特化した形で作成されています。

それぞれのガイドライン案ですが、例えば資料4-5の1ページを見ていただきましても、個人情報保護法第6条、第8条が挙げられています。個人情報保護法だけで全部をカバーするのは難しいので、第6条で、格別の措置が必要なところについて個別に必要な措置を講ずることになっています。

改正個人情報保護法第6条の条文には、「国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする」が追加されています。

金融分野ガイドラインの当初の作成に関わりましたが、当時も金融の国際性ということもありまして、必ずしも他のガイドラインでは規定のない機微（センシティブ）情報についても規定し、格別の措置がとられております。

金融関連分野の各ガイドラインが策定されると、それぞれの分野の実態に即した個人情報の適正な取扱いが確保されるようになるものと期待しております。

特に御意見がないようですので、原案のとおり決定し、官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

次に、議題5「行政機関等個人情報保護法に関する委員会規則(案)及びガイドライン(案)」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料5-1から資料7までございますけれども、資料が大部になりますので、資料5-1に沿って御説明をさせていただきます。

資料5-1につきましては2枚ものになっておりまして、まず、横のポンチ絵をご覧くださいいただければと思います。

これは前回、1月27日の委員会におきまして、委員会規則及びガイドラインの方向性について御承認を頂いたものでございます。これを踏まえまして、今般、資料5-2以下に具体的な委員会規則及びガイドラインにつきまして、案を作成したものでございます。

縦1枚ものに戻っていただきまして、策定の趣旨は以上でございます。

「2. 委員会規則における主な規定」でございます。(1)をご覧くださいいただければと思います。

「(1) 非識別加工情報の定義」でございます。非識別加工情報は、匿名加工情報と同様のものとして制度化しておるところでございます。従いまして、他の情報と照合して特定の個人を識別することができないようにすることが求められているということでございます。

その反面で、行政機関等におきましては、元の個人情報が存在いたしまして、これとの照合により識別可能性が残るということでございます。そこで、識別加工情報が否定されないように、例外的に他の情報から元の個人情報が除外されることを確認的に規定するものでございます。

こうした考え方にに基づきまして、個人に関する情報との照合が除外される他の情報を規定して、個人に関する情報の全部又は一部を含む情報を本規則で規定するものでございます。これが趣旨でございます。

「(2) 提案等の手続」でございます。

①から④までございますけれども、「①提案の募集」につきましては、どの程度の周期でやっていくのかということであり、年1回以上、30日以上を定めて、インターネット等々によりまして提案を募集するというものでございます。

「②提案の方法」でございますが、提案者につきましては、提案する場合には提案者の本人確認書類を添付するとともに、提案書を提出するというものでございます。

「③提案の審査基準」でございますけれども、1つ目のポツは本人の数の下限を規定するものでございます。これにつきましては、注釈にございますように、現行の各法の施行令におきまして、個人情報ファイル簿、言わば個人情報ファイルの目録に該当するものでございますけれども、これの作成要件が1,000人と規定されてございますので、それと合わせる形で1,000人とさせていただきますものでございます。

2つ目のポツでございますが、加工基準につきましては、個人情報法の委員会規則に準じて規定するものでございます。

3つ目のポツでございますが、利用期間につきましては、その目的あるいは方法から見て必要な期間とするというものでございます。

2ページ目でございますが、「④審査結果の通知及び契約の締結等」につきまして整理をさせていただいております。

1つ目のポツでございますけれども、審査基準に適合するときには、契約の締結の申込書及びその契約に関します書類、すなわち契約書になりますけれども、これを添付して、審査結果通知書によりまして、審査結果を提案者に対して通知するというものでございます。

これによって、2つ目のポツでございますけれども、提案者におきましては、契約を締結しようとする場合には、この申込書に所定の手数料を貼付の上、契約書を行政機関等に提出することによって契約行為が発生するというものでございます。

「(3) 行政機関等非識別加工情報の作成」でございますけれども、先ほど説明させていただきましたとおり、個人情報法の委員会規則に準じて規定するものでございます。

「(4) 安全確保の措置」につきましても、個人情報保護委員会の規則に準じて規定するというものでございます。

「3. 行政機関等非識別加工情報に関するガイドライン」につきましても、個人情報保護法ガイドラインの匿名加工情報編に準じまして、それぞれガイドラインを作成するというものでございます。

また、注釈に少し付記させてございますけれども、今般の行政機関等個人情報保護法等の改正によりまして、個人情報保護法第38条が改正されました。これを具体的に申しますと、匿名加工情報取扱事業者が、匿名加工情報に加えまして、今般の非識別加工情報に係る加工情報についても取得を禁じるというものでございます。これに伴い、個人情報保護法ガイドラインの通則編及び匿名加工情報編に引用されている同条の条文を修正し、解説を必要に応じて修正する必要が生じますが、これは形式的に修正をするものでございますので、軽微な変更該当するものとして、今般は意見公募を実施しないということで整理をさせていただきたいと存じます。

「(参考) 今後の予定」でございます。御承認いただいた後は、本案をパブリックコメントに付しまして、所定の手続を経て3月末頃にし、5月30日に施行を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御発言がありませんので、この案でパブリックコメントにかけたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

○堀部委員長 次に、議題6「海外のデータ保護機関との意見交換について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 私からは、議題6「海外のデータ保護機関との意見交換について」について御報告させていただきます。資料は2枚御用意しております。

まず、資料6-1をご覧ください。先週行われました欧州データ保護機関との意見交換について報告いたします。

1月31日、フランスのデータ保護機関である情報処理と自由に関する国家委員会を、熊澤委員、坂巻参事官、小職とで訪問してまいりました。熊澤委員にピエロタン委員長と意見交換を行っていただき、今後も継続的な情報交換を行うことで一致しました。

意見交換の場では、熊澤委員から、活動実績や我が国の改正個人情報保護法の全面施行に向けた政令・規則等の制定について御説明いただき、先方からは、産業界と協議の上、個人情報保護のための行動規範を作成している等の紹介がございました。

2月2日には、大島国際協力特別委員、坂巻参事官等がオランダのデータ保護機関のトメセン副委員長を訪問し、意見交換を行うとともに、今後も継続的な情報交換を行うことで一致しました。

意見交換の場では、先方からEU一般データ保護規則の施行に向けた国内における準備状況等について説明がありました。

2月3日には、大島国際協力特別委員、坂巻参事官等がイギリスのデータ保護機関であるICOのデナム委員長を訪問し、意見交換を行うとともに、今後も継続的な情報交換を行うことで一致いたしました。

意見交換の場では、先方から、ICOにおける国際戦略・インテリジェンス部門の立ち上げ等について説明がございました。

次に資料6-2をご覧ください。

こちらの資料では、先週行われましたシンガポールの個人データ保護委員会との意見交換の様相について御報告いたします。

2月3日、シンガポールのヨン副委員長等が本委員会を訪問し、堀部委員長を表敬したほか、熊澤委員と双方の最近の活動、執行協力及びAPEC越境プライバシールールシステムの促進について意見交換を行いました。

また、我が国の改正個人情報保護法についても、先方からの質問に応じて事務局職員から説明を行いました。

以上で議題6に関する報告を終わります。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ををお願いします。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 今回、各国に行ったわけですが、その前のときにはEUへ行って、我が国の状況をEU全体に対して話してきたというのを伺いましたのですけれども、そのときも私から、是非各国を回っていただきたいというお話もさせていただいたのですが、まさに今回、フランス、オランダ、イギリスという形で主要な国を回ってきたということで、これは非常に意義があるなと思ひまして、是非こういう試みを更にしていただいで、我々の委員会というものを各国に知っていただくという面で、非常に有意義なものであったと思います。是非引き続いて、この辺についても精力的にしてもらえればと思います。

以上です。

○堀部委員長 おっしゃるとおりですので、進めていくことにしたいと思います。

他にいかがでしょうか。熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 シンガポールのヨン副委員長の来訪についてなのですが、シンガポールの副委員長と意見交換をしまして、積極的に日本との連携をしていきたいということを伺いました。具体的に執行協力とか、我々2国間での共同プロジェクトとして、例えばCBPRについて、スタッフレベルでの協力とか、あるいはそれこそ人を出向させたいとか、非常に積極的な具体的な提案がありました。

シンガポールはアジアの中でも非常に重要な地域ですし、このように非常に積極的にデータ保護機関が活動をしておりますので、アジア太平洋地域における協力の先行的な取り組みとして、シンガポールといろいろとやっていけるのではないかと期待をしております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

シンガポールからは、昨年3月、この新しいオフィスに引っ越してきた直後に、エグゼクティブチェアマンの方が来られて、いろいろ意見交換をしました。今、熊澤委員が言われたように、シンガポールは大変熱心にこの問題に取り組んでおります。日本に対する関心も、アジア全体に対する関心も高い国です。その他の国とも交流を深めていきたいと思ひます。

ヨーロッパにつきましても、先ほど手塚委員からありましたように、主要な国と意見交換をしてきていまして、今の状況を知っていただくことができました。

それぞれ日本に対する関心が高いと言えらると思ひますし、こういう形で今後とも取り組んでいきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料につきましては、資料1の評価書については承認した後に、資料2-1から2-3まで並びに資料4-1から4-8までについては官報掲載と同時に、資料3-1及び3-2については、資料2-1から2-3までと同時に、資料5-1から5-7までについてはパブリックコメントの開始日に、その他の資料につきましては、準備ができ

次第、委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにしたいと思います。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、2月21日火曜日の14時から、この会議室で行います。

本日の資料につきましては、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。